参考様式第４-５号（規則第54条第１項第２号関係） 　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格Ａ列４）

監理費管理簿

対象期間　　：　　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日

１　年月日別支出状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ①年月日 | ②実習実施者名 | ③監理費の種類 | ④支出額 | ⑤備考（監理費の支出の根拠等） |
| 年  　　月　　日 |  | 職業紹介費・講習費・監査指導費  その他諸経費（　　　　　　　　） | 円 |  |
| 年  　　月　　日 |  | 職業紹介費・講習費・監査指導費  その他諸経費（　　　　　　　　） | 円 |  |
| 年  　　月　　日 |  | 職業紹介費・講習費・監査指導費  その他諸経費（　　　　　　　　） | 円 |  |
| 年  　　月　　日 |  | 職業紹介費・講習費・監査指導費  その他諸経費（　　　　　　　　） | 円 |  |
| 年  　　月　　日 |  | 職業紹介費・講習費・監査指導費  その他諸経費（　　　　　　　　） | 円 |  |
| 年  　　月　　日 |  | 職業紹介費・講習費・監査指導費  その他諸経費（　　　　　　　　） | 円 |  |
| 年  　　月　　日 |  | 職業紹介費・講習費・監査指導費  その他諸経費（　　　　　　　　） | 円 |  |
| 年  　　月　　日 |  | 職業紹介費・講習費・監査指導費  その他諸経費（　　　　　　　　） | 円 |  |
| 年  　　月　　日 |  | 職業紹介費・講習費・監査指導費  その他諸経費（　　　　　　　　） | 円 |  |
| 年  　　月　　日 |  | 職業紹介費・講習費・監査指導費  その他諸経費（　　　　　　　　） | 円 |  |
| 年  　　月　　日 |  | 職業紹介費・講習費・監査指導費  その他諸経費（　　　　　　　　） | 円 |  |
| 年  　　月　　日 |  | 職業紹介費・講習費・監査指導費  その他諸経費（　　　　　　　　） | 円 |  |
| 年  　　月　　日 |  | 職業紹介費・講習費・監査指導費  その他諸経費（　　　　　　　　） | 円 |  |
| 合計 | | | 円 |  |

（注意）

１　同日に複数の種類の監理費を支出した場合には、種類ごとに分けて記載すること。

２　②欄には、どの実習実施者に関する支出かを明確にするために、実習実施者名を記載すること。

３　⑤欄には、監理費の支出の根拠となった人件費や交通費等の内訳がわかるように記載し、支出額が実費として適正なものであることを明らかにするように記載すること。

４　監理費の支出を裏付ける領収書等の書類は、支出について説明を求められた際に速やかに提示ができるよう保存しておくこと。

２　事業年度別収支状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ①監理費の種類 | | ②徴収額 | ③支出額 | ④備考 |
| Ⅰ総計 | | 円 | 円 |  |
| Ⅱ職業紹介費 | 計 | 円 | 円 |  |
| 人件費 | 円 | 円 |  |
| 交通費 | 円 | 円 |  |
| 外国の送出機関へ支払う費用 | 円 | 円 |  |
| その他（　　　　　　　　） | 円 | 円 |  |
| Ⅲ講習費 | 計 | 円 | 円 |  |
| 施設使用料 | 円 | 円 |  |
| 講師及び通訳への謝金 | 円 | 円 |  |
| 教材費 | 円 | 円 |  |
| 技能実習生に支給する手当 | 円 | 円 |  |
| その他（　　　　　　　　） | 円 | 円 |  |
| Ⅳ監査指導費 | 計 | 円 | 円 |  |
| 人件費 | 円 | 円 |  |
| 交通費 | 円 | 円 |  |
| その他（　　　　） | 円 | 円 |  |
| Ⅴその他諸経費 | 計 | 円 | 円 |  |
| （　　　　　　　　　　　） | 円 | 円 |  |
| （　　　　　　　　　　　） | 円 | 円 |  |
| （　　　　　　　　　　　） | 円 | 円 |  |

（注意）

１　監理費管理簿は監理費の収支を明らかにするためのものであるが、同時に事業報告書の「14監理費徴収実　績」を明らかにするものでもあるので、監理費管理簿の「対象期間」は、事業報告書の「報告対象技能実習事業年度＜毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わるもの＞」と合わせることが望まれる。

２　監理費表に基づき監理費の種類ごとに徴収額を、裏面の「１　年月日別支出状況」に基づき監理費の種類ごとに　  
　支出額を記載すること。

３　監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類についても、規則第37条において実費に限る旨が規定されているため、特段の理由がない限り、それぞれについて徴収額と支出額が一致することが原則であることに留意すること。

４　支出額については、対象期間内に支出することとしたものの、決裁など事務処理の都合上、対象期間経過後に支出額が確定した場合には、対象期間外に確定した支出額となるが、対象期間内の支出額として算入すること（支出額については、対象期間経過後に支払いが発生した場合であっても、対象期間内に支出することが確定しているものは、対象期間内の支出額として算入すること）。

５　監理費表に基づき実習実施者が事前に監理団体に毎月一定の金額を預託する場合においても、監理費の種類ごとの徴収額を明確にしておく必要があることに留意すること。